

## 平成26年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

---

### 議事日程

平成26年6月23日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第35号議案 幸田町税条例の一部改正について  
第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について  
第37号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について  
第38号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について  
第39号議案 財産の取得について（小中学校コンピュータ）  
陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第2号 幸田町農業委員会委員の推薦について
- 日程第4 第40号議案 和解について  
第41号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 閉会中の委員会行政視察等の件
- 

### 本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（16名）

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君   | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君  |
| 4番 鈴木雅史君   | 5番 中根久治君  | 6番 都築一三君  |
| 7番 池田久男君   | 8番 酒向弘康君  | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君  | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君  |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 浅井武光君 |
| 16番 大嶽弘君   |           |           |

#### 欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
企画部長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木司君
環境経済部長	清水宏君	建設部長	近藤学君
会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君	教育長	小野伸之君
教育部長	春日井輝彦君	消防長	山本正義君
消防次長兼 消防署長	壁谷弘志君		

---

職務のため議場に参加した議会事務局職員名

事務局 長 山本忠志君

---

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。  
た。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者13名であります。

議事日程は、本日、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、14番 伊藤宗次君、  
15番 浅井武光君の御両名を指名いたします。

---

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第35号議案から第39号議案までの5件と陳情第2号を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

7番、池田久男君。

〔7番 池田久男君 登壇〕

○7番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

総務委員会の審査結果報告書につきましては、朗読をもって報告とさせていただきます。

総務委員会審査結果報告書

平成26年6月23日

議長 大嶽 弘様

委員長 池田久男

平成26年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第35号 幸田町税条例の一部改正について。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第36号 幸田町都市計画税条例の一部改正について。地方税法等の一部を改正する

法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第37号 幸田町火災予防条例の一部改正について。消防法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書。憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上のとおりです。

〔7番 池田久男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

3番、志賀恒男君。

〔3番 志賀恒男君 登壇〕

○3番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。

文教福祉委員会の審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成26年6月23日

議長 大嶽 弘様

委員長 志賀恒男

平成26年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第38号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第39号 財産の取得について（小中学校コンピュータ）。学習環境整備のためのパソコン取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。以上でございます。

〔3番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 第35号議案の町の税条例の関係でございます。

この条例改正というのは、一つは、法律の改正に伴って、法人町民税、この税率を12.3%から9.7%に引き下げる、こういう内容も含まれておるわけですが、法人町民税を引き下げたことによる財源はどうなるのか。それは、結局国の地方交付税特別会計の中に入れて、それを財源として地方間の税収、財政の格差の穴埋めをする。こういうために財源を使われるということですが、そもそも現在の12.3%の税率を9.7%に引き下げて、そこから上がってくる税収を召し上げて国の財布の中に入れて地方にやる。このこと自身は非常におかしいわけですよ。もともと地方交付税というのは、地方交

付税におけるその制度について余り詳しくは申し上げませんが、基本的には地方間の税収、財政の格差はあって当然だという前提のもとで交付税が設けられて、地方間の財政格差の穴埋めをするよ、こういう趣旨であります。それを今回消費税を5%から8%に引き上げる。引き上げたことによる地方の消費税分も、税収として地方のほうに回ってくる。そのことによって、さらにまた地方間における税収、財政の格差が生じてくる。こういう形になるわけですが、幸田町におきましては、これは提出された資料でも明らかのように、法人町民税については26年度が12億3,000万円。2年後の28年度では10億9,000万円。つまり、1億4,000万円、国によって幸田町の財布から召し上げていく。そういう状況になってきたときに、じゃあ、これにかわる税収財源をどうするのかというのは当然議会としても、議員としても、幸田町の財政にかかわる問題ですから、委員会としてそれにかわる財源をどこに求めるのか。どういう形でこの財源を確保するのかという点での議論はあったかどうか。つまり、制限税率14.7%になるわけですが、それを今度はまた12.1%に引き下げると。しかし、それであったとしても、制限税率、超過課税を実施することによって、国によって召し上げられた財源の少しでも穴埋めをする。これはやっぱり地方としての努力、議会としても目のつけるところで、議会としてもそういう内容で問題を提起していくということは、私は議会に課せられた使命だというふうに思うわけですが、そうした議論が委員会でなされたかどうか、説明、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） ただいまの御質問については、幸田町は不交付団体でございます。減収分はみてもらえないということで、これは地方税法の・・・が改正されます。本意ではないが、従わざるを得ないという意見がありまして、減収分の意見は出ませんでした。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 不交付団体云々ということをお聞きしたわけではないわけなので、要は不交付団体であろうと、幸田町から1億4,000万円税収として国が召し上げていく、そうしたときに交付団体何やじゃなくて、要は幸田町の財布の中から持っていかれていくその財源にかわる財源として、幸田町の知恵と努力、知恵があるかどうか、一生懸命努力してるなということで、口先だけじゃなくてどういう努力をされるのかと。そして、成果としてどうなのかというのは、もう既に全国の都市と言われる80%で制限税率を採用しながら自主財源確保のための努力をされておるわけですが、そうしたことについてどうなのかということをお聞きしたものであります。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 委員会では、その意見はでませんでした。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 質疑なしと認め、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案5件と陳情1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

[13番 丸山千代子君 登壇]

○13番(丸山千代子君) ただいま、議題に挙がっております第35号議案 幸田町税条例の一部改正についてと、第38号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論をしてみたいです。

まず、第35号議案 幸田町税条例の一部改正についてであります。

自民、公明両党が決定した税制大綱で、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るために、法人町民税の法人割額の一部を国税化し、地方交付税の減収とするという制度が盛り込まれ、今国会では3月20日に可決、成立しました。このため、2014年度から地方税である法人町民税の一部国税化の提案であります。

消費税率の引き上げに伴い、地方交付税の交付団体と不交付団体の間で税収の格差がより一層大きくなる。それを是正するのが目的とされております。しかし、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきであります。

私ども日本共産党は、このような形での自治体間の税収格差の調整は、消費税増税と消費税を地方財政の主要財源にすえていく狙いと一体化のものであると、反対をしてみました。法人住民税の一部国税化で12.3%が9.7%に引き下げられますが、企業の実質的な負担はこれまでと変わりありません。今年度の影響はないということですが、来年度以降からは2.6%分が国へ召し上げでございます。大企業への応分の負担として、この期に税率を14.7%へと引き上げるべきであり、財源確保を主張するものであります。

さらに、消費税増税に合わせて、自動車関連税制の大幅見直しであります。

自動車取得税の税率が、ことし4月から自家用自動車について5%から2%へ、営業用自動車と軽自動車について3%から2%に引き下げられました。自動車業界は消費税増税に合わせて、以前からあった自動車取得税は二重課税となるとの主張を一層強め、廃止を求めてきました。今回の税率引き下げは、国がこの要求にこたえたものであります。そして、自動車取得税の引き下げに伴う減収分を、庶民の足である軽自動車や原付、オートバイなどにかかる軽自動車税の増税で確保しようとするもので、到底認められるものではありません。

さらに、自動車取得税が廃止された場合に、失われるエコ減税等による車体課税のグリーン化機能を代替するため、軽自動車についても重課の導入であります。2016年4月1日以降に、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等に標準税率の20%

が重課されるというもので、一気に1.8倍の増税となる極めて理不尽な制度であります。軽自動車は価格や維持費が比較的安価であるため多く普及しており、幸田町においては、平成26年4月1日現在で1万4,465台となっております。自動車取得税のつけを軽自動車税の増税で賄うことは、町民に対して消費税増税に加え二重の負担を押しつけるものであり、反対するものであります。

次に、第38号議案、幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

総務省が調べた市町村民税課税状況によりますと、低所得者のため国民健康保険税が減額となる世帯が2012年度は885万世帯を超え、過去最多になったことが明らかになりました。

国保税については、高過ぎて支払えない現状も大きな問題であり、幸田町も同様であります。こうした現状で負担能力のない非正規雇用の人たちがふえ、社会保険に入れず国保に集中している貧困と格差のあらわれだと、専門家も指摘しております。また、7割減額の世帯は非常に低所得で、全額を公費負担にしたほうがいいほどで、国保税が支払えるかどうかという観点で設定されていない。国庫負担をふやし、誰でも払える国保税にすべきだと指摘もしております。

国保は非正規労働者のほか、自営業者、退職者の無職の方が加入していて、加入世帯の平均所得は年々減り続け、一方、国保税は引き上がり、負担率が上昇しております。今回は、後期分と介護分それぞれ2万円ずつの限度額の引き上げで、医療分と合わせますと77万円から81万円へと一気にアップするものであります。この引き上げによって影響を受ける世帯は、幸田町では143世帯、3,300万円の増収を見込みます。一方、低所得者軽減として、5割、2割軽減の対象の拡大を図ります。減免制度の拡大は当然であります。税のバランスということで、国保加入者への負担増によって低所得者対策をとるというものであります。

限度額の引き上げに対して反対するとともに、愛知県が廃止をした市町村国保事業への県単独補助金の復活と国庫負担の引き上げを求めて反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情3号について、賛成討論に参加してまいります。

委員長報告は不採択であります。私はこの陳情を採択する立場から討論をいたします。

憲法をいかして、働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書であります。

安倍政権は、歴代内閣が集団的自衛権の行使は許さないとしてきた憲法解釈を変える解釈改憲の動きを強めており、海外で戦争する国づくりとして集団的自衛権の行使容認に向けて突き進んでおります。戦争放棄、戦力不保持を定めた憲法9条をどう解釈しても認められるものではありません。

残業代ゼロ制度の導入は、財界や大企業の要求にこたえて、労働時間の規制をなくし

際限なく働かせることができる制度で、過労死を促進させるというものであります。安倍内閣発足後、景気回復を実感していないが75.3%、さらに4月からの消費税増税で家計の負担が重い79%と世論調査の結果からも明らかなように、多くの国民は安倍政権の経済政策、アベノミクスの効果を実感しているどころか、消費税増税でさらに支出を切り詰めようとしております。消費がさらに冷え込めば経済が悪化し、財政の足も引っ張ります。住民の暮らしはますます厳しくなる一方であります。

このような状況を踏まえ、地方自治の本旨に基づいて住民の福祉の増進を図るためにも、この陳情項目にある働く者の権利を守り、暮らしを守る憲法をいかし、核兵器廃絶、平和行政の推進をするためにも趣旨をくみ、国に対して意見書の提出を求めよとするものであります。

このことを主張をして、賛成討論といたします。

失礼いたしました、賛成討論の中で陳情3号と申しましたが、陳情2号でありますので、訂正をお願いいたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま、討論に付されております各案件について、順次討論をしてまいります。

議案番号35、幸田町税条例の一部改正について、この議案は消費税率を5%から8%へ増税したことに伴い、都道府県と市町村に配分をされる地方消費税も増税分に見合う引き上げがなされることによって、地方間の税収格差がさらに拡大をすることから、その対策として安倍政権は新たな国税として地方法人税を新設をし、その財源を法人町民税の税率を標準税率にあっては12.3%を9.7%に引き下げる。制限税率も14.7%から12.1%へと引き下げ、新設した地方法人税の財源とし、地方交付税特別会計に繰り入れ、財源の遍在による自治体間の税収格差、財政力格差を調整するための財源に使う、こういうものであります。つまり、自治体の財布の中身をのぞきこんで、自治体の努力で財源と財政を運営していることに口を挟み、財布の中に手を入れて、地方の自主財源の一部を召し上げるという極めて乱暴なやり方で国税化をするというものであります。

しかし、本来、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することによってなされるべきであります。標準税率引き下げによって、幸田町は法人町民税が26年度の12億3,000万円から、28年度の10億9,000万円へと1億4,000万円の減収となります。さらに、消費税10%の引き上げは、法人町民税のさらに大きな影響を及ぼすものであります。

町長は、施政方針で過去最高の町税額93億円に達せず、10億円もの大幅な減収であり、財政は引き続き厳しい。強調して行政水準と行政サービスをさらに引き下げる、住民にいわれなき負担を課すことの正当性を図っております。その一方で、住民の気を引くための場当たりで、一過性の施策に小銭をばらまいております。町長の言う、過去

最高の町税 9.3 億円は、安倍政権による法人町民税の一部取り上げで究極のかなたの課題になり、税収額になってまいります。さらに、消費税率 10% の段階において、地方交付税の原資化がさらに進められるとしております。

こうした安倍政権の政府責任を放棄し、地方にその負担と痛みを押しつける悪政を、指をくわえて見ているだけでは余りにも情けないとは思いませんか。既に全国の都市の 80% 以上が制限税率いっぱいの適正課税を実施をし、財源確保の施策の展開をしております。適正課税を実施している自治体も、企業誘致で成果を上げている自治体がたくさんあることは、皆さんも御存じのとおりであります。大須賀町長は、工業団地開発、緑地保全比率を引き下げる、固定資産税の減額だとか、助成金の交付だとかで企業誘致に血道を上げておられますが、誘致企業の撤退や売却が相次ぎ、曲がり角に来ていることは各地の実例でも明らかであります。大企業に適正課税を実施をし、財源確保を進めるべきであります。

消費税率 5% を 8% 増税にあわせて、自動車関連税制が大幅に見直しをされ、自動車取得税は消費税率 8% のときは暫定的に軽減をされ、10% になった段階で廃止をする方針。廃止された場合、失われる財源を軽自動車税に転化するものであります。国内の自動車販売台数が伸び悩む中で、急速に販売台数を拡大をさせている軽自動車への増税は、軽自動車に乗りかえてきた庶民に重い税負担を課すものであります。新車販売台数で 4 割近いシェアを占めている軽自動車は、税を含めた自動車の価格、維持費ともに比較的安価な軽自動車の需要が高くなってきている実態がございます。公共交通が衰退をした地方で、軽自動車が唯一の交通手段であります。一世帯で複数台所有するなど、住民の重要な移動手段になっております。自動車業界の要請にこたえて自動車取得税を減税、廃止し、その減収のつけを軽自動車の増税で賄うことは、国民に対して消費税増税に加えて二重の負担を押しつけるものであり、とても認められるものではございません。

議案番号 38、幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

この条例改正案は、課税限度額の引き上げを図るものであります。大須賀町長の特徴の一つは、住民負担にはちゅうちょなく引き上げを図る。負担をいち早く住民に押しつけるというものであります。

現在の課税限度額 7.7 万円を 4 万円引き上げて 8.1 万円にするというものであります。医療分の限度額は現行のまま据え置き 5.1 万円にする、その一方で、後期高齢者支援分は 1.4 万円を 2 万円引き上げて、1.6 万円に限度額を引き上げる。さらに、介護分は 1.2 万円の限度額に 2 万円上乘せして、1.4 万円の限度額にするというものであります。後期分と介護分の限度額引き上げは制度改悪に沿ったものでありますが、悪政の歯どめになり、住民負担増の防波堤になって住民の暮らし・命を守るのが自治体の使命であり責務でございます。そうした使命、責務を果たさずに、ところてんのごとく住民負担を押しつけるものであります。

さらに、この制度改悪に合わせて、70 歳から 74 歳の患者負担を 1 割から 2 割、4 月以降、70 歳になる人から 2 割に引き上げられました。これでは必要な医療が抑制をされる危険は避けられず、高齢者の生活と健康に深刻な打撃を与えるものであります。さらに、70 歳から 74 歳の窓口負担引き上げも強行をされている。高額療養費の上限

を引き上げ、一定所得以上の世帯については、負担の上限約15万円を約17万円に引き上げるといふものであります。高額療養費制度は、医療費の過重な自己負担軽減を図るものであります。これ以上の負担増は許されるものではありません。

さらに国保税、個人町民税や固定資産税、介護保険などにかかる減免制度は複数の部と課にかかわりますが、減免の対象やその内容はばらばらであります。減免の基本は、公私の扶助を受けるものを最低の基準として、減免の内容を統一をし運用すべきでありますと、私は提起をし続けてまいりましたが、いまだにその必要性、それは語られても実態は対岸の火事のごとくの対応であります。統一的な基準づくりとその適用などの規定を整備すべきであります。

私は、その職務・職責は副町長にありとして、副町長にその取り組みについて質してまいりました。しかし、残念ながら、千里の道を行くがごとくで、遅々として取り組まれず、言を左右にして曖昧にしているのが現状ではないかと指摘をするものであります。副町長の職務・職責は内部事務を統括することにございます。副町長にその取り組みをと、職務・責務を果たせと提起してまいりました。現状は、その取り組みの姿勢は明確に示されておりません。副町長が指導性を発揮し、各般にわたる減免制度の内容の統一と明確化、その運用が減免制度の趣旨を生かすように整備されるべきであります。その制度を生かすも殺すも政治次第であります。実効性のある減免制度を各部・各課に任せずに、副町長の職務・職責で進められるべきであることを改めて主張をし、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、反対討論のある方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案5件と陳情1件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第35号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について、本案に対する委員

長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第39号議案 財産の取得について（小中学校コンピュータ）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択することに決しました。



### 日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、議員提出議案第2号 幸田町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、鈴木君。

〔4番 鈴木雅史君 登壇〕

○4番（鈴木雅史君） 皆さん、おはようございます。

議案書の朗読をもって、説明とさせていただきます。

議員提出議案第2号 幸田町農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員は3名とし、次のとおり推薦する。

平成26年6月23日

提出者	幸田町議会議員	鈴木 雅史
賛成者	幸田町議会議員	水野千代子
〃	〃	中根 久治
〃	〃	都築 一三
〃	〃	伊藤 宗次

提案理由

議会推薦委員の任期満了に伴い、推薦する必要があるからであります。

2ページをごらんください。

議会から推薦の農業委員会委員の、住所、氏名、生年月日であります。

額田郡幸田町大字坂崎字鍛冶屋下1番地在住、平岩 穂子、昭和31年12月9日生まれ。

額田郡幸田町大字菱池字昆沙門50番地在住、松田豊子、昭和30年10月4日生まれ。

額田郡幸田町大字深溝字仲馬乗15番地の1在住、伊藤幸乃、昭和34年8月24日生まれの3名であります。

学歴、職歴、賞罰等の詳細については、3ページから5ページの履歴書をごらんください。

以上のとおりであります。

〔4番 鈴木雅史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案第2号について質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

議員提出議案第2号について質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、提案をされました3名の女性の方でございますけれども、非常に女性の農業進出において力を発揮される、このことについて大変うれしく思うわけですが、この議会選出に当たって、選出をする基準というものが前の提案のときにもあったわけですが、その中で青年農業者の方も選ぶ基準として出されていたわけですが、今回、そうした基準というものがどのようになってこの結果に至ったのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 4番、鈴木君。

- 4番（鈴木雅史君） 議会推薦委員については、特別な資格が定められておるわけではございません。法律では有識者との規定となっています。今回の選任においては、農業委員を受諾していただく以上、当然のこと農業に従事してる方、またその知識を有する意味で、具体的には農家基本台帳に登録されている方を一つの条件として選考いたしました。
- 議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） 確かにそういうことだと思うわけですが、しかしながら、議会推薦に当たってはやはりより広く、そしてまた担い手の育成、そういう意味からも青年農業士という観点もやはり選定の基準に組み入れられて、議会推薦として挙げてきた経過があるわけでございます。そうした点で、別に男性女性を問わずであるわけでございますので、そうした観点が今回の選定の中に生かされてきたのかと、そしてそれはどうなったのかということでお伺いをするものでありますので、その点についてお答えがいただきたいと思います。
- 議長（大嶽 弘君） 4番、鈴木君。
- 4番（鈴木雅史君） 特に青年農業士との関係についても、さっき申し上げたとおり、大枠の中で全部入っておりますけども、今回のほうは考慮はされておるとは思いますけども、そこら辺の部分については選考の対象から外れました。
- 議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） 農業委員は、幸田町の定数は22人です。その中で公選による者が16人、そして農協等や定められた方が各団体から選出される方が3人です。議会推薦は定数枠が3人です。そのような中で、より幅広い範囲の中で女性の委員を推薦をする、そういうことも課題として今までの選定をした中に含まれ、そういう中で女性の進出も出てきたわけですが、一つには、この青年農業者という観点も含まれていたというふうに思うわけでありまして。やはり、これからの農業を担っていく、背負っていく、そのためにもやはり青年の方の知識そして育成、このことも大事であろうかというふうに思うわけでありまして、そうした観点はなかったということで理解をしてよろしいかどうかお尋ねします。
- 議長（大嶽 弘君） 4番、鈴木君。
- 4番（鈴木雅史君） その観点もいろいろ選考過程の中ではあったと思いますけども、推薦枠というのは3名でございますので、その3名の中にたまたま入ってなかったと、そういう理解をしております。
- 議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） 今回、選定の基準はいろいろあるというふうに思います。また、地域からも推薦もあるわけでございますので、そうした点で、提案者としてそのような議論というのはされなかったということで理解してよろしいでしょうか。
- 議長（大嶽 弘君） 4番、鈴木君。
- 4番（鈴木雅史君） そこら辺の部分は申しわけないですけども、青年農業士の関係については議論されませんでした。
- 議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ほかにないようですので、以上で議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案第2号について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第2号 幸田町農業委員会委員の推薦についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩とします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長(大嶽 弘君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

#### 日程第4

日程第4、第40号議案 和解について、第41号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算(第2号)、以上2件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案、第40号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

第40号議案 和解についてであります。

提案理由につきましては、幸田町立深溝小学校における器物損壊、非現住建造物等放火未遂事件等に係る損害賠償の支払いを受けるため、必要があるからであります。

本件の概要につきましては、3ページの事件目録のとおりでございますが、これによりまして、平成26年5月14日には名古屋地方裁判所岡崎支部において威力業務妨害事件2件、器物損壊事件、非現住建造物等放火未遂事件の判決があり、新井被告に懲役3年、執行猶予5年が言い渡され、5月29日付で刑が確定したところであります。和解に係る協議につきましては、双方の弁護士を交え進めてまいりましたが、その結果、6月5日付にて念書として和解にかかわる申し入れを受けたところでございます。

2ページにお戻りいただきたいと思っておりますけれども、和解契約書（案）につきましては御説明いたします。

第1条におきましては、和解金として1,800万円を実際に犯罪を犯した新井浩介加害者と父親そして祖父の3名で連帯して負担するものであります。和解金につきましては、復旧に要した費用の総額は約2,300万円でございますが、リース物件のコンピュータは除外するなど、双方の弁護士との協議結果等を参考とし決定したところであります。

第2条におきましては、議会議決後、和解契約を締結するものであります。

第3条におきましては、平成26年10月31日までに和解金の全額を支払うことを定めたものであります。

第4条におきましては、民法の規定に基づき、遅延損害金の利率を年5分とするものであります。

第5条におきましては、本事件全てにつきましては、この和解をもって解決をするものであります。

第6条におきましては、本和解契約を強制執行認諾約款付公正証書とし、その費用について定めたものであります。

第7条におきましては、和解にかかる費用につきましては、各自の負担とするものであります。

以上が和解契約（案）についての概要等でございます。なお、念書の写し並びに和解申し入れに至った経緯等につきましては、議案関係資料の1ページから4ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係をごらんいただきたいと思っております。

第41号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額に変更はございません。補正予算を訂正させていただきました理由は、第40号議案に関連し予算を調整するものであります。

補正予算説明書につきましては、4ページから5ページを御参照いただきたいと思います。

補正の内容といたしましては、損害賠償和解金1,800万円を追加し、財政調整基金繰入金を同額減額し調整するものであります。

議案関係書につきましては、5ページを御参照いただきたいと思います。

以上が平成26年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

以上、単行議案1件、補正予算1件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。御慎重に審議の上、可決承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

まず、第40号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 1,800万円の損害賠償という形で、関係資料の4ページにその内容が載っております。

損害賠償という形でいきますと、基本的には再取得価格、これが賠償の対象額というふうになるというのが、賠償にかかわる一般的な感覚というふうに思います。そうした中で、この4ページに3つに区切って備品、工事費、そのほかという形になっております。特に備品の関係でいきますと、コンピュータの関係からいけば備考欄は載っておりますけれども、全体的にいけば実費の金額に対して12.74%だと。次の机・椅子、これは再取得価格の50%だと。さらに、一段下がっていただいて、工事の関係の2番目の通信機器、この関係でいくと19.36%。この3費目で、あとは全部100%の再取得価格の評価の仕方、請求の仕方というふうになってるわけですが、そうしたときに再取得というものの考え方と、なぜ賠償の中にその金額を入れなかったのかと、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員が申されました再取得価格の関係でございますが、言われました3項目、コンピュータそして備品、椅子等でございますが、そして工事については、議員が申されましたような内容ではあります。事実中身は個別でございます。

まず、コンピュータにつきましては12.74という数字、再取得価格になるわけですが、割り返した数字がそういう価格になるわけですが、実際にはコンピュータの20台分についてはリースでございましたので、この部分は幸田町の管理物品で

はないということから、請求からは除かせていただいたということでもあります。

2番目の備品の椅子等については、そのとおり50%を再取得価格とさせていただきます。

また、工事の通信の関係でございますが、これにつきましては、大きな事業でございましたら中身はインターホンの接続工事ということでありまして、これにつきましては全金額217万3,500円、これが全インターホンの設置金額でございますが、これについては老朽化で既に故障もしておったと、また昨年度その買いかえの予定だということもありまして、このインターホン接続工事については除かせていただいたということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 備品の関係が再取得価格の、これは備考欄にもあるわけですが50%だよと。なぜ50%なのか。なぜなのかということの説明を求めているわけでありませう。

それと、通信機器もこれは古くなったと、もう買いかえをする予定でたまたま被害にあったという形で買いかえをするものに対する、言ってみれば、ここでいけば残存価格が損害賠償の対象だよという考え方なんですよね。そうしますと、残存価格が損害賠償としての考え方なのか、それとも再取得というものの考え方か、都合のいいときだけ残存、そしてまた再取得価格だということになりますと、どこに基準があるのか。どこに軸足を置いて話をされてきたのかという点が疑義として残るわけですが、そこら辺の説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、再取得価格の関係で、机・椅子等の備品の再取得50%の考え方ではあります。この考え方もやはりその備品の購入年数、そしてこれからも使えるかというようなことも当然判断材料にはなりまして、相手方とも詰めたところでございます。

備品につきましては、平成3年以前というようなことで大変古くございますが、実際には再取得につきますと数%になるかと思いますが、これについても引き続き使える要素は大きいということで、和解の中では50%が適当であろうというところで判断をしたものでございます。

また、インターホンの関係でございますが、これにつきましても議員が申されましたように、再取得であるならばどうだということではあります。インターホンの本体自体が壊れておったというようなこともございまして、25年度に、先ほど申しましたように購入計画の段階でありましたので、こういったものは除かせていただいたということで、再取得価格とは若干異なった考えをしたものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 備品の関係でいきますと、結局50%だよという点からいきますと、この感覚でみますと半分はまだ使えるんだよと、こういうことですよ。そういう判断はどこからなされたのか。いわゆる、言ってみれば火災であるそういう中で消火器やら放水がされる、あるいは一定においがつくという形で再取得の、言ってみれば半分はま

だ再使用ができますよという点でいきますと、言い方悪いけれども、無傷なのかどうなのかと。こういうことですね。そういう判断はどこでしたのか、この点の説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 備品の椅子・机等の判断ではありますが、議員が申されましたように、使える可能性はまだあったという備品でございました。ただ、その残存価格でいきますと、やはり先ほども言いましたように、もう既に20数年たっております備品でございますので、本当にその価値とすれば低いところではありますが、これも先ほども申しましたように、双方協議ということでの半分はみさせていただきたいというところでの和解内容になりましたので、若干再取得価格の残存価格とは違うかもしれませんが、そういった御判断をさせていただいたところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 質疑なしと認め、以上で第40号議案の質疑を打ち切ります。

次に、41号議案の質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、以上で第41号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、ただいま議題となっております2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第40号議案 和解について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第41号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって第41号議案は、原案どおり可決されました。

---

日程第5

○議長（大嶽 弘君） 閉会中の委員会行政視察等の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、文教福祉常任委員会委員長及び防災対策特別委員会委員長並びに議会広報特別委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察等を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成26年6月2日に招集された第2回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時18分

○議長（大嶽 弘君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成26年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る6月2日から本日までの22日間の長きにわたり、大変御多用中にもかかわらず、終始、御熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたこと、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立をいたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会等の審議等におきまして、御意見、御提言等につきましては十分に留意をいたしまして、今後の行政執行に生かしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、一般質問につきましては、どなたの質問も時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

ここで、2点ほど報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、幸田相見特定土地区画整理組合の大臣表彰の件でございます。

第32回まちづくり月間、まちづくり功労者の国土交通大臣表彰が6月16日に東京で行われ、幸田相見特定土地区画整理組合の内田理事長、鴨下副理事長、成瀬副理事長が出席されまして、受賞されたことを御報告いたしたいと思っております。

この大臣表彰は、魅力あるまちづくりの推進に努め、特に著しい功績のあった個人または団体に対して行われるもので、今年度は全国で34の個人及び団体が表彰されました。特に新駅誘致と魅力とにぎわいのあるまちづくりに貢献したということで、土地区画整理事業の功績を高く評価していただいたというものであります。本町のまちづくりの発展の礎を築いていただけたというような功績は多大なものと感じる次第であります。また、先人の方々の信念と御熱意、組合関係者の皆様方の御苦勞と努力、そして幸田町議会の深い理解のたまものであるというふうに感謝を申し上げて、ここに報告をさせていただきます。

2点目でございますけれども、災害に強いまちづくりを目指して大規模な災害発生時に備え、災害応急対策に必要な応援を行うことを目的といたしまして、6月17日に株式会社ゼンリンと災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結いたしました。

ライフラインが途絶えた状況で、住民の安否確認や被害状況の把握をいち早く住民へ情報を発信するには、紙ベースでの住宅地図が必要であります。本協定では、幸田町のゼンリン地図5冊とA0サイズの広域図5枚などを無償提供していただき、災害時に役立つものであります。町といたしましては、非常に意味のある協定締結と感じております。同様の協定は、県内では安城市に続きまして、2例目となっております。

もう一点でございますけど、PRもさせていただこうと思っております。

幸田町の町村合併60周年記念事業の一つであります第4回幸田プレステージレクチャーショーものづくり日本講演会を、7月4日金曜日に幸田町民会館のつばきホールにて開催をいたします。

これは世界を震撼させる技術を開発されたトップ技術者や、世界経済に大きな影響を与えておられるトップ経営者を幸田町にお招きし、みずからの御経験をもとに革新的技術、日本や世界の経済情勢、企業の経営哲学、将来の夢などをお話いただくことで、

近隣地域を含め地域住民や企業従事者の皆様に広い視野を持って、地域や日本の将来を考えていただく機会として開催する講演会でございます。

今回の内容は、インターメタリック株式会社、最高技術顧問の佐川眞人氏がネオジウム磁石は地球を救うでございます。佐川氏は数多くの賞を受賞しておりまして、中でも平成24年度に受賞した日本国際賞は全世界の科学技術者を対象とした独創的で飛躍的な成果を上げ、科学技術の進歩に大きく寄与し、もっと人類の平和の繁栄に著しく貢献したと認められる人に与えられるものでございます。受講料は無料でございますが、先着400名でございますけれども、貴重な講演会ですのでよろしくお願いをいたします。

さて、私ごとでございますが、私の任期も余すところ2カ月余りとなりました。本議会は1期目の任期の最後の議会定例会となります。議員の皆様方には、これまで何かと御指導、御高配を賜っており、改めて心から御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

御承知のとおり、今後の進むべき道につきましては、既に意志表明をさせていただいておるところでございますが、初心を忘れずにこれからもひたすらその道を歩んでまいりたいというふうに考えております。どうか今後とも御指導いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、梅雨の折から天候が不順で蒸し暑い日もこれから続くかと思いますが、議員各位におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意いただき、今後の町政の発展のためにさらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

防災対策特別委員会委員は行政視察の打ち合わせをこの後10時30分から行いますので、第2委員会室に御集合ください。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年6月23日

議 長

議 員

議 員